

～ハラスメント対策で働きやすい職場づくり～

法人向けサービス

JAICOハラスメント相談窓口 (電話・メール)のご案内



令和4年4月から、中小企業においても職場のパワーハラスメント防止措置として「相談窓口の設置等」が義務付けられました。

職場では打ち明けにくい内容も、社外の相談員には相談しやすい場合があります。社内にハラスメント相談窓口をお持ちの企業様も、これから開設予定の企業様も、従業員の皆様が安心して相談できる「JAICOハラスメント相談窓口」をぜひご活用ください。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために 事業主が講ずべき措置※

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ・ 併せて講ずべき措置
(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

※事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

JAICO ハラスメント相談窓口の特徴

1. 相談員はすべて産業カウンセラー有資格者
2. 相談者の希望により、全国35ヶ所の相談室
カウンセリングにつなぐことが可能
(別途、相談室利用契約が必要)
3. 職場風土改善など本質的な問題解決につながる方策もご用意(オプション)

<JAICOハラスメント相談窓口 導入のメリット>



ストレス・不安を軽減し、従業員の心身の健康を守ります
ハラスメント担当部門、上司の時間的・精神的負担を軽減します
ハラスメント問題の悪化を防ぎ、企業の社会的信用を守ります

当協会は「ADRセンター」(対話促進型調停)を全国4か所に設置しています

調停者が紛争当事者の間に入り、双方の気持ち、言い分をしっかりとお聴きし、裁判によらない当事者同士の話し合いによる解決のお手伝いをします

※別途、申立手数料が必要

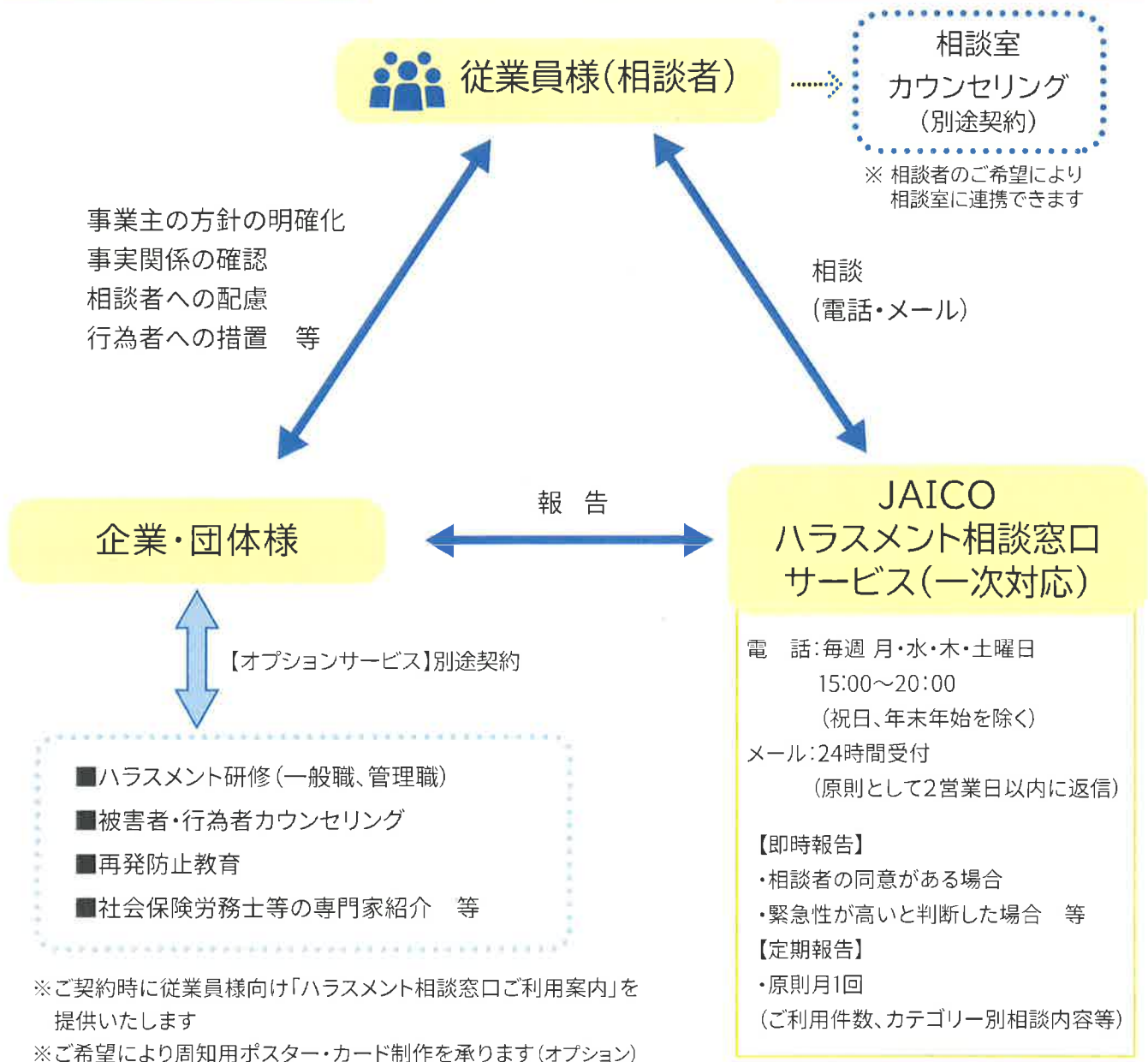
※ADR：裁判(訴訟)以外での紛争解決手続き(調停)



ハラスメント相談例

- ・上司からパワハラを受けているが、身近に相談できる人がいない…
- ・同僚がセクハラを受けているようなので助けたいが、自分から会社に言えない…
- ・部下に「それはパワハラです!」と言われてしまったが、どう接すればよいかわからない…

ハラスメント相談の流れ



▼詳細はお気軽にお問合せください▼

【お問合せ先】

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会
東北支部 事業推進部

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町2-6-15 チコウビル503号

TEL:022-715-8114 / FAX:022-715-8115

E-mail: toh-jisui@counselor.or.jp